平成２２年（フ）第６８９０号
大阪府豊中市岡町南３丁目13番26―104号
債務者　日根野隆正
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３６９号
大阪市浪速区浪速西３丁目７番３―604号
債務者　小野寺聡乃（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５１６号
大阪府四條畷市清滝新町５番406号
債務者　岩本　嗣男
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５４８号
大阪市平野区平野東２丁目２番28―601号
債務者　坂本　孝司
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６２１号
大阪府高槻市芝生町２丁目35番30―1009号
債務者　藤本　徹也
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６８３号
大阪府東大阪市中鴻池町３丁目６番５―1104号
債務者　垣中美代子（旧姓農添）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６９９号
大阪府高槻市牧田町３番６―306号
債務者　佐藤　浩三
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７１３号
大阪府四條畷市米崎町４番31号　畷ガーデンハイツ202
債務者　周藤　英明
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７３９号
大阪府枚方市招提南町１丁目23番15号
債務者　岩本　明子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８８０号
大阪市旭区高殿１丁目７番18号ラウンドⅡ高殿502号
債務者　髙橋　睦恵（旧姓北邨）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８９８号
大阪市西成区花園北１丁目４番８号　花園マンション901
債務者　西本　和浩
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８００５号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目16番12号　ハイツ楠103
債務者　河原　則子（旧姓齋藤・石井）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０２７号
大阪府豊中市北条町２丁目９番10号
債務者　瀬之口千佳子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０６４号
大阪市都島区都島本通１丁目６番11号　都島マンション306号
債務者　福田　潔子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１１８号
大阪府豊中市豊南町西３丁目20番37号
債務者　柴田　義幸
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１１９号
大阪市生野区巽西１丁目１番18―616号
債務者　亀田　郁子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１６５号
大阪府枚方市村野南町３番29―106号
債務者　出永　　築
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１８９号
大阪府箕面市粟生間谷西３丁目４番７―101号
債務者　杉本　忠夫
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部